

三十一 第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p> <p>55 - 1 措置法第55条第1項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てることができる同条第2項第6号に規定する新增資資源株式等(同号八に規定する資源特定債権を除く。)の取得は、同号イ又は口の規定に該当する取得に限られるのであるから、<u>例えば、贈与による取得、代物弁済による取得、資本準備金の資本組入れによる取得、内国法人である特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)</u>の行う利益準備金の資本組入れによる取得、合併若しくは分割型分割による取得又は購入による取得はこれに該当しないが、現物出資による取得又は転換社債の転換による取得はこれに該当する。</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p> <p>55 - 2 ..... .....<u>利益準備金</u>.....</p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>55 - 3 ..... .....<u>基本通達1 - 5 - 1</u>.....</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の均分取崩し)</p> <p>55 - 7の2 <u>合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)</u>が措置法第55条第10項、第13項、第17項又は</p>	<p>(海外投資等損失準備金の積立ての対象となる新增資資源株式等の取得の意義)</p> <p>55 - 1 措置法第55条第1項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てることができる同条第2項第6号に規定する新增資資源株式等(同号八に規定する資源特定債権を除く。)の取得は、同号イ又は口の規定に該当する取得に限られるのであるから、贈与による取得、代物弁済による取得、<u>資本積立金額</u>の資本組入れによる取得、内国法人である特定法人(同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)の行う利益積立金額の資本組入れによる取得、合併による取得又は購入による取得はこれに該当しないが、現物出資による取得又は転換社債の転換による取得はこれに該当する。</p> <p>(積立限度額の計算の基礎となる取得価額)</p> <p>55 - 2 ..... .....<u>利益積立金額</u>.....</p> <p>(特定株式等の取得の日の判定)</p> <p>55 - 3 ..... .....<u>基本通達1 - 4 - 1</u>.....</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第21項の規定により海外投資等損失準備金の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。）の日を含む事業年度以後の各事業年度における当該海外投資等損失準備金に係る同条第3項の規定の適用については、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。以下同じ。）が当該海外投資等損失準備金の積立てをした事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等が積立てをした事業年度において当該合併法人等が自ら積立てをしたものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>（特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算）</p> <p>55 - 8 .....  .....措置法第55条第3項又は第4項第1号から第4号まで.....  .....</p> <p>（株式と貸付金等とがある場合の取崩し）</p> <p>55 - 9 .....  .....措置法第55条第3項又は第4項第1号から第4号まで.....  .....</p> <p>（債権の返済等を受けた場合の取崩し）</p> <p>55 - 10 .....  .....同項第4号.....</p>	<p>（特定法人が2以上ある場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算）</p> <p>55 - 8 .....  .....措置法第55条第3項又は第4項第1号から第3号まで.....  .....</p> <p>（株式と貸付金等とがある場合の取崩し）</p> <p>55 - 9 .....  .....措置法第55条第3項又は第4項第1号から第3号まで.....  .....</p> <p>（債権の返済等を受けた場合の取崩し）</p> <p>55 - 10 .....  .....同項第3号.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 11 .....  .....当該準備金に係る特定法人の株式等について帳簿価額を減額  した場合 ( 措置法第55条第4項第4号かっこ書に該当する場合を除く。55 -  12及び55 - 14において同じ。)において、<u>同号</u>.....</p> <p>( 特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例 )</p> <p>55 - 13 .....  .....<u>措置法第55条第4項第4号</u>.....</p> <p>( 海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減 )</p> <p>55 - 14 .....  .....<u>措置法第55条第4項第4号</u>.....</p> <p>( 特定法人が<u>適格合併</u>をした場合 )</p> <p>55 - 15 .....  .....<u>適格合併</u>により解散した場合には、<u>措置法第55条第4項第3  号かっこ書</u>.....当該適格合併に係る合併法人が特定法人でない  ときは同項第3号及び措置法令第32条の2第19項の規定により当該適格合併に  係る被合併法人である特定法人が当該適格合併直前において特定法人ではな  いこととなったものとみなして.....</p>	<p>( 評価減をした場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 11 .....  .....当該準備金に係る特定法人の株式等について帳簿価額を減額  した場合において、<u>措置法第55条第4項第3号</u>.....</p> <p>( 特定法人の株式等の評価減を否認した場合の海外投資等損失準備金の特例 )</p> <p>55 - 13 .....  .....<u>措置法第55条第4項第3号</u>.....</p> <p>( 海外投資等損失準備金の基礎としなかった株式等がある場合の評価減 )</p> <p>55 - 14 .....  .....<u>措置法第55条第4項第3号</u>.....</p> <p>( 特定法人が<u>合併</u>した場合 )</p> <p>55 - 15 .....  .....<u>合併</u>により解散した場合には、<u>措置法第55条第4項第2号か  っこ書</u>.....当該合併法人が特定法人でないときは同項第2号の規  定により.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 16 .....</p> <p>.....特定法人の株式等又は資源特定債権.....</p>	<p>( 換算差損を計上した場合の海外投資等損失準備金の取崩し )</p> <p>55 - 16 .....</p> <p>.....同条第 2 項第 6 号八に規定する貸付金.....</p>